

横浜市福祉保健活動拠点夜間等閉館取扱基準

制 定 令和 7 年 12 月 9 日健地支第 759 号(局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、横浜市福祉保健活動拠点事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に関し、必要な事項を定める。

(夜間等閉館できる場合)

第 2 条 要綱第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号における「閉館することができる」場合とは、次の各号の要件をいずれも満たす場合とする。

- (1) 月曜日から土曜日の午後 5 時から午後 9 時並びに日曜日及び祝日の終日（以下「夜間等」という。）の施設利用の申込について、横浜市福祉保健活動拠点施設使用要綱（以下「施設使用要綱」という。）第 5 条に定める手続きが行われていないこと
- (2) 前号の時間帯について、福祉保健活動拠点の指定管理者（以下「指定管理者」という。）から当該区に、夜間等閉館申請書（様式 1）が、原則として、夜間等閉館をしようとする日の属する月の前月 15 日までに提出されていること

(夜間等閉館決定の手続き)

第 3 条 前条第 2 項第 2 号に定める申請手続は、原則として 1 か月ごとにまとめて行う。

- 2 当該区の区長は前条第 2 項第 2 号の申請書を審査し、同項各号の要件を満たすと認めるときは、横浜市福祉保健活動拠点条例施行規則第 2 条第 2 項に定める「区長が特に必要があると認める開館時間の変更」、または同規則第 3 条第 2 項に定める「区長が特に必要があると認める開閉館の変更」として、夜間等閉館を承認する。
- 3 前項の審査において、前条第 1 項各号のいずれかの要件を満たさない場合には、夜間等閉館を承認しない。
- 4 前 2 項の承認又は不承認については、夜間等閉館（承認・不承認）通知書（様式 2）により、指定管理者に通知する。
- 5 前項の通知は、原則として、夜間閉館しようとする日の属する月の前月 20 日までに行う。

(夜間等閉館の変更)

第 4 条 前条第 2 項により夜間等閉館を承認された日について、緊急の地域ニーズ等を受けて指定管理者が 21 時閉館を希望する場合は、速やかに当該区に夜間等閉館の変更申請書（様式 3）を提出する。

- 2 当該区の区長は、前項の変更申請について、緊急の地域ニーズ等の状況により、夜間等閉館の変更にかかる（承認・不承認）通知書（様式 4）により、その可否を指定管理者に通知する。

(周知)

第 5 条 第 3 条第 2 項により承認された夜間等閉館の日について、当該区福祉保健活動拠点及び当該区は市民への周知を行う。

- 2 前条第 2 項により夜間等閉館の日に変更が生じた場合には、当該区福祉保健活動拠点及び当該区は変更内容に基づき市民への周知を行う。
- 3 前 2 項の周知は、施設内への掲示、ウェブサイトへの掲載等、幅広い手段により行う。

(指定管理料の戻入)

第6条 第3条第2項により承認された夜間等閉館について、当該区福祉保健活動拠点と当該区の間で締結している福祉保健活動拠点の管理運営に関する基本協定書に定めるとおり、指定管理者は指定管理料を戻入する。ただし、第4条第2項により夜間等閉館の日に変更が生じた場合は、その変更内容に基づき、戻入金額を決定する。

2 前項の戻入は、当該年度末にまとめて行う。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和8年4月1日からの取扱いに関して必要な行為については、この基準の施行前においても行うことができる。

様式 1 (第 2 条第 1 項第 2 号)

夜間等閉館申請書

年 月 日

(申請先)
〇〇 区長

〇〇 区福祉保健活動拠点 指定管理者

月曜日から土曜日の午後 5 時から午後 9 時並びに日曜日及び祝日の終日 (以下「夜間等」という。) の施設利用の申込について、横浜市福祉保健活動拠点施設使用要綱第 5 条に定める手続きが行われていない日のうち、次の日の夜間等閉館を申請します。

年月	日 (曜日)
年 月	

・原則として、1 か月分をまとめて提出してください。

様式2（第3条第4項）

夜間等閉館（承認・不承認）通知書

〇〇第 号
年 月 日

〇〇 区福祉保健活動拠点 指定管理者

〇〇 区長

〇月分の夜間閉館申請について、次のとおり（承認・不承認）します。

1 夜間等閉館申請の承認

（記載例）

- ・申請内容を全て承認する場合
〇年〇月〇日申請のとおり、承認します。

- ・申請内容を一部承認、一部不承認の場合
 - (1) 〇年〇月〇日
 - (2) 〇年〇月〇日
 - ・・・

2 夜間等閉館申請の不承認

（記載例）

- ・申請内容を全て承認する場合
「2 夜間等閉館申請の不承認」の項目全体を記載しない。

- ・申請内容を一部承認、一部不承認の場合
 - (1) 〇年〇月〇日
(その理由)
 - ・・・

様式3（第4条第1項）

夜間等閉館の変更申請書

年 月 日

（申請先）

〇〇 区長

〇〇 区福祉保健活動拠点 指定管理者

〇年〇月〇日に決定された夜間等閉館日のうち、緊急の地域ニーズ等により、次の日について、21時閉館に変更を希望します。

1 変更を希望する日

(1) 〇年〇月〇日

(2) 〇年〇月〇日

・・・

2 その理由

(1)

(2)

・・・

様式4（第4条第2項）

夜間等閉館の変更にかかる（承認・不承認）通知書

〇〇第 号
年 月 日

〇〇 区福祉保健活動拠点 指定管理者

〇〇 区長

〇年〇月〇日に申請のあった夜間等閉館の変更申請について、次のとおり（承認・不承認）します。

1 変更申請の承認

(1)〇年〇月〇日

...

2 変更申請の不承認

(1)〇年〇月〇日

（その理由）

...